

意向確認【ご加入前のご確認】 きずなは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特徴

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
 - 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。
- 

配当金
対象です

制度内容・掛金(概算) 死亡・高度障害のとき

申込コース		月 額 給 付 部 分				ボ ー ナ ス 給 付 部 分 (年2回)				性別	月 額 掛 金 (概算) (単位:円)								ボ ー ナ ス 掛 金 (概算) (単位:円)								
		受取 期間	平均年金 受取月額	受取 総額	死亡・高度 障害保険金 (年金原資)	受取 期間	平均年金 受取月額	受取 総額	死亡・高度 障害保険金 (年金原資)		年齢	16～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50 歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳	16～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳
本 人	X1 (月額＋ ボーナス給付)	X (月額給付のみ)	25	12.7	3,826	3,400	10	62.2	1,244	1,200	男性	3,430	4,654	6,048	7,782	9,788	12,474	16,860	22,742	6,708	9,228	12,144	15,720	19,896	25,440	34,536	46,752
											女性	2,614	4,280	5,300	6,830	8,258	9,448	11,148	13,392	4,992	8,436	10,572	13,728	16,728	19,164	22,692	27,384
	S1 (月額＋ ボーナス給付)	S (月額給付のみ)	20	13.2	3,174	2,900	10	57.0	1,141	1,100	男性	2,955	3,999	5,188	6,667	8,378	10,669	14,410	19,427	6,149	8,459	11,132	14,410	18,238	23,320	31,658	42,856
											女性	2,259	3,680	4,550	5,855	7,073	8,088	9,538	11,452	4,576	7,733	9,691	12,584	15,334	17,567	20,801	25,102
	A1 (月額＋ ボーナス給付)	A (月額給付のみ)	20	11.8	2,846	2,600	10	57.0	1,141	1,100	男性	2,670	3,606	4,672	5,998	7,532	9,586	12,940	17,438	6,149	8,459	11,132	14,410	18,238	23,320	31,658	42,856
											女性	2,046	3,320	4,100	5,270	6,362	7,272	8,572	10,288	4,576	7,733	9,691	12,584	15,334	17,567	20,801	25,102
	H1 (月額＋ ボーナス給付)	H (月額給付のみ)	20	11.1	2,682	2,450	10	62.2	1,244	1,200	男性	2,528	3,410	4,414	5,664	7,109	9,045	12,205	16,444	6,708	9,228	12,144	15,720	19,896	25,440	34,536	46,752
											女性	1,940	3,140	3,875	4,978	6,007	6,864	8,089	9,706	4,992	8,436	10,572	13,728	16,728	19,164	22,692	27,384
	B1 (月額＋ ボーナス給付)	B (月額給付のみ)	15	11.5	2,077	1,950	10	57.0	1,141	1,100	男性	2,053	2,755	3,554	4,549	5,699	7,240	9,755	13,129	6,149	8,459	11,132	14,410	18,238	23,320	31,658	42,856
											女性	1,585	2,540	3,125	4,003	4,822	5,504	6,479	7,766	4,576	7,733	9,691	12,584	15,334	17,567	20,801	25,102
	I1 (月額＋ ボーナス給付)	I (月額給付のみ)	10	13.8	1,659	1,600	10	62.2	1,244	1,200	男性	1,720	2,296	2,952	3,768	4,712	5,976	8,040	10,808	6,708	9,228	12,144	15,720	19,896	25,440	34,536	46,752
											女性	1,336	2,120	2,600	3,320	3,992	4,552	5,352	6,408	4,992	8,436	10,572	13,728	16,728	19,164	22,692	27,384
	C1 (月額＋ ボーナス給付)	C (月額給付のみ)	10	11.2	1,348	1,300	10	57.0	1,141	1,100	男性	1,435	1,903	2,436	3,099	3,866	4,893	6,570	8,819	6,149	8,459	11,132	14,410	18,238	23,320	31,658	42,856
											女性	1,123	1,760	2,150	2,735	3,281	3,736	4,386	5,244	4,576	7,733	9,691	12,584	15,334	17,567	20,801	25,102
	J2 (月額＋ ボーナス給付)	J (月額給付のみ)	5	13.4	808	800	5	65.6	656	650	男性	960	1,248	1,576	1,984	2,456	3,088	4,120	5,504	3,634	4,999	6,578	8,515	10,777	13,780	18,707	25,324
											女性	768	1,160	1,400	1,760	2,096	2,376	2,776	3,304	2,704	4,570	5,727	7,436	9,061	10,381	12,292	14,833
	D2 (月額＋ ボーナス給付)	D (月額給付のみ)	5	10.9	656	650	5	55.5	555	550	男性	818	1,052	1,318	1,650	2,033	2,547	3,385	4,510	3,075	4,230	5,566	7,205	9,119	11,660	15,829	21,428
											女性	662	980	1,175	1,468	1,741	1,968	2,293	2,722	2,288	3,867	4,846	6,292	7,667	8,784	10,401	12,551
	E (月額給付のみ)		【退職後継続用コース】一時金500万円 (死亡・高度障害保険金)									男性	675	855	1,060	1,315	1,610	2,005	2,650	3,515	－	－	－	－	－	－	－
												女性	555	800	950	1,175	1,385	1,560	1,810	2,140	－	－	－	－	－	－	－
	F (月額給付のみ)		【退職後継続用コース】一時金300万円 (死亡・高度障害保険金)									男性	485	593	716	869	1,046	1,283	1,670	2,189	－	－	－	－	－	－	－
												女性	413	560	650	785	911	1,016	1,166	1,364	－	－	－	－	－	－	－

配偶者	800万円	一時金800万円(死亡・高度障害保険金)	男性	760	1,048	1,376	1,784	2,256	2,888	3,920	5,304
			女性	568	960	1,200	1,560	1,896	2,176	2,576	3,104
	600万円	一時金600万円(死亡・高度障害保険金)	男性	570	786	1,032	1,338	1,692	2,166	2,940	3,978
			女性	426	720	900	1,170	1,422	1,632	1,932	2,328
	500万円	一時金500万円(死亡・高度障害保険金)	男性	475	655	860	1,115	1,410	1,805	2,450	3,315
			女性	355	600	750	975	1,185	1,360	1,610	1,940
	400万円	一時金400万円(死亡・高度障害保険金)	男性	380	524	688	892	1,128	1,444	1,960	2,652
			女性	284	480	600	780	948	1,088	1,288	1,552
	300万円	一時金300万円(死亡・高度障害保険金)	男性	285	393	516	669	846	1,083	1,470	1,989
			女性	213	360	450	585	711	816	966	1,164

- 年金払特約
- 年金の種類と型
 - 年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただけます。
 - 受取り時に定額型(フラット型)、1~7%単利通増型からお選びいただけます。通増型を選択の場合、基本年金額は毎年通増します。
 - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
 - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
 - 年金のお支払い
 - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
 - 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
 - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
 - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
 - 年金払の対象となる保険金
 - 新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

昨年度「遺児育英年金」ができました!!

お子さまがいる方

組合員に万一(死亡・高度障害)があった場合のお子さまの教育費の準備ができるようになりました。



11,12ページをご確認ください

お支払実績

2021年度お支払実績

6件 13,350万円

ご注意

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
- (例) 保険年齢40歳=2023年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者の保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
- 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- 半払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
- 配偶者の掛金は月払いのみです。
- 記載の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- 当制度は本人掛金に200円の制度運営費が含まれております(月額掛金のみ)。
- 満15歳6ヵ月を超え満70歳6ヵ月までの方は上記記載のコースに加入できます。

保険金等のお支払いについて、本パンフレット29ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。

P29

意向確認【ご加入前のご確認】 きずなは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特徴

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。



制度内容・掛金(概算) 死亡・高度障害のとき **最長で75歳まで継続できるようになりました！**

加入対象区分	申込コース		月 額 給 付 部 分				ボーナス給付部分（年2回）				性別	月 額 掛 金（概算）（単位：円）					ボーナス掛金（概算）（単位：円）				
			受取 期間	平均年金 受取月額	受取 総額	死亡・高度 障害保険金 （年金原資）	受取 期間	平均年金 受取額	受取 総額	死亡・高度 障害保険金 （年金原資）	年齢	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
本 人	X1・S1・A1・ H1・B1・I1・ C1・J2・D2 （月額＋ボーナス給付）	X・S・A・ H・B・I・ C・J・D （月額給付のみ）	年 約 3	万円 約 13.8	万円 約 500	万円 約 500	年 約 3	万円 約 33.3	万円 約 200	万円 約 200	男性	4,335	4,710	5,135	5,635	6,220	9,726	10,602	11,608	12,778	14,160
			女性	2,560	2,755	2,985	3,235	3,510	5,546	6,004	6,544	7,132	7,780								
	E （月額給付のみ）		【退職後継続用コース】 一時金500万円（死亡・高度障害保険金）								男性	4,335	4,710	5,135	5,635	6,220	－	－	－	－	－
			女性	2,560	2,755	2,985	3,235	3,510	－	－	－	－	－								
	F （月額給付のみ）		【退職後継続用コース】 一時金300万円（死亡・高度障害保険金）								男性	2,681	2,906	3,161	3,461	3,812	－	－	－	－	－
			女性	1,616	1,733	1,871	2,021	2,186	－	－	－	－	－								

配 偶 者	800万円	一時金800万円 （死亡・高度障害保険金）	男性	6,616	7,216	7,896	8,696	9,632
			女性	3,776	4,088	4,456	4,856	5,296
	600万円	一時金600万円 （死亡・高度障害保険金）	男性	4,962	5,412	5,922	6,522	7,224
			女性	2,832	3,066	3,342	3,642	3,972
	500万円	一時金500万円 （死亡・高度障害保険金）	男性	4,135	4,510	4,935	5,435	6,020
			女性	2,360	2,555	2,785	3,035	3,310
	400万円	一時金400万円 （死亡・高度障害保険金）	男性	3,308	3,608	3,948	4,348	4,816
			女性	1,888	2,044	2,228	2,428	2,648
	300万円	一時金300万円 （死亡・高度障害保険金）	男性	2,481	2,706	2,961	3,261	3,612
			女性	1,416	1,533	1,671	1,821	1,986

- 年金払特約
- 年金の種類と型
 - 配当金
 - 年金受取人
 - 年金のお支払い
 - 年金払の対象となる保険金
 - 年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただけます。
 - 受取り時に定額型（フラット型）、1～7%単利逓増型からお選びいただけます。逓増型を選択の場合、基本年金額は毎年逓増します。
 - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
 - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
 - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
 - 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
 - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。
 - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
 - 新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

お支払実績

71歳以上は1年ごとに掛金が異なります。

2021年度お支払実績

6件 13,350万円



ご注意

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
（例）保険年齢40歳＝2023年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

●死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

●配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

●配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。

●本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

●記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

●半年払保険部分（ボーナス給付）のみの加入はできません。 ●配偶者の掛金は月払いのみです。

●記載の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。

●当制度は本人掛金に200円の制度運営費が含まれております（月額掛金のみ）。

●満70歳6ヵ月を超え満75歳6ヵ月までの方は上記記載のコースに加入できます。

保険金等のお支払いについて、本パンフレット29ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。

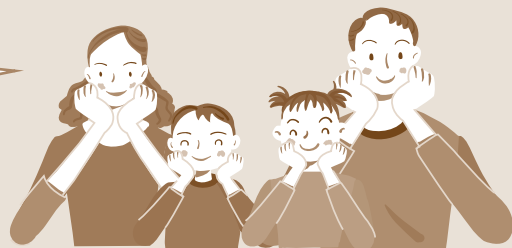
P29



お子さまがいる方は必ずご確認をお願いします

組合員に万一（死亡・高度障害）があった場合のお子さまの
教育費の準備ができるようになりました。

「きずな」は公的遺族年金の補完として導入しております。
この「きずな」に加えて、受取人をこどもとし、教育資金としてお受け取いただく「遺児育英年金」が付加できるようになりました。

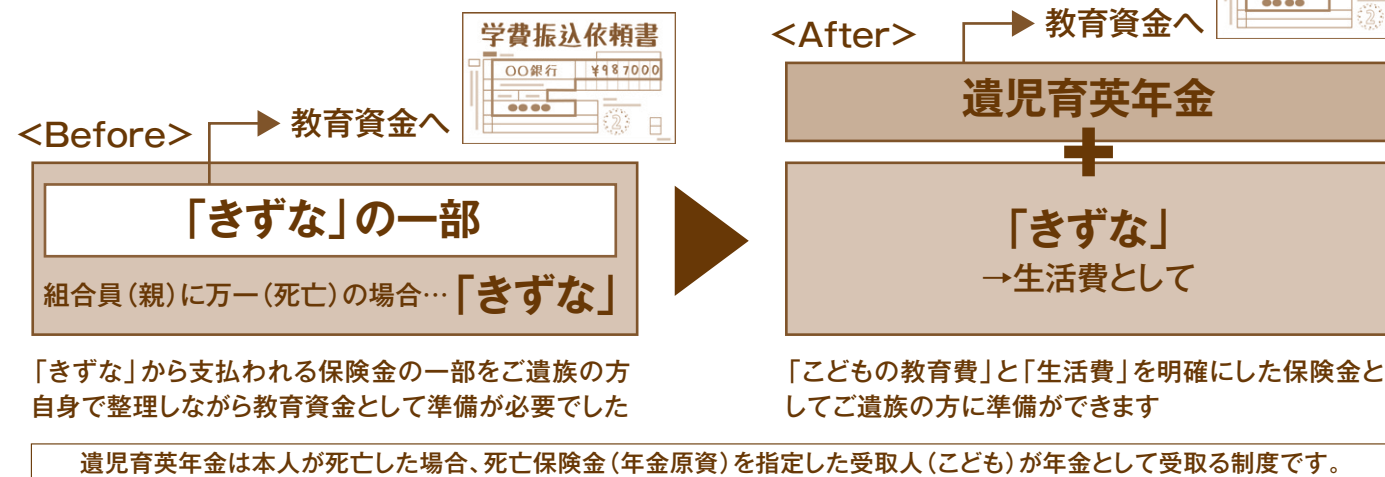


遺児育英年金とは??



遺児育英年金があることで、より安心な準備ができます!!

お父さん、お母さん、
この制度の受取人はこどもです!
こどもの夢の実現と進学のために
お手続きをお願いします!



制度内容

本人が死亡・高度障害のとき

遺児育英年金の受取イメージ

17歳



年金受取年額
約60.6万円×5年

受取総額
約303万円

（年金原資300万円の場合）

14歳



年金受取年額
約38.4万円×8年

受取総額
約307万円

（年金原資
300万円の場合）

9歳



年金受取年額
約24.2万円×13年

受取総額
約315万円

（年金原資
300万円の場合）

遺児育英年金コースの受取例 【年金原資（死亡・高度障害保険金）300万円】

こども年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳
年金受取年額	約14.9万円	約15.6万円	約16.2万円	約17.0万円	約17.9万円	約18.9万円	約19.9万円	約21.2万円	約22.6万円	約24.2万円	約26.1万円	約28.3万円
受取期間	22年	21年	20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
受取総額	約329万円	約327万円	約325万円	約324万円	約322万円	約321万円	約319万円	約318万円	約316万円	約315万円	約313万円	約312万円
こども年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳以上	
年金受取年額	約31.0万円	約34.3万円	約38.4万円	約43.7万円	約50.7万円	約60.6万円	約75.3万円	約100.0万円	約100.0万円	約100.0万円	約100.0万円	
受取期間	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	3年	3年	3年	
受取総額	約310万円	約308万円	約307万円	約305万円	約304万円	約303万円	約301万円	約300万円	約300万円	約300万円	約300万円	

※実際の受取期間、受取年額は遺児育英年金受取時に選択いただきます。（一時金での受取も可能です）

月額掛金

本人保険年齢	300万円	
	掛金	
	男性	女性
16－35歳	285	213
36－40歳	393	360
41－45歳	516	450
46－50歳	669	585
51－55歳	846	711
56－60歳	1,083	816
61－65歳	1,470	966
66－70歳	1,989	1,164

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
（例）保険年齢40歳＝2023年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の遺児育英年金の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- 期中の遺児育英年金のみの脱退は期中の減額（コース変更）となるためお取扱いできません。
また、「きずな」本人コースのみの脱退もお取扱いできません。「きずな」本人コース脱退の場合は、遺児育英年金も脱退となります。
- 【遺児育英年金の取扱い】
- 遺児育英年金は本人が死亡した場合、死亡保険金（年金原資）を指定した受取人（こども）が年金として受取る制度です。
- 遺児育英年金のみの加入はできません。「きずな」本人コースとセットで加入してください。
- 遺児育英年金は「きずな」本人コースと同一の団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。
- 死亡保険金受取人となるこどもは最大5人までです。ただし、「きずな」本人 A1・H1コースに加入の場合は4人、S1コースに加入の場合は3人、X1コースに加入の場合は1人が上限となります。